

厚生労働省 神奈川労働局
労働基準部 安全課
平成30年1月24日

| | |
|---|--|
| 担 | 神奈川労働局労働基準部安全課 安全課長 原田 聡 安全専門官 赤前 幸隆 |
| 当 | 電話番号 045 (211) 7352 |

トラック運転者の荷役作業中の死傷災害防止に向けた 第1回 神奈川荷役災害防止連携推進協議会を開催いたします。

～陸運事業者と荷主等が協働し連携して安全に荷役作業が実施できる環境整備に向けて～

神奈川労働局（局長 姉崎 猛）は、荷主先等での荷役作業中の労働災害防止に向け、陸運関係団体と荷主等の関係団体に対し、両者が協働して安全な荷役作業環境の整備を図るための協議会を開催いたします。

1 陸上貨物運送事業における労働災害の現状

神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業における休業 4 日以上 の死傷災害は、各団体への要請を実施した平成 29 年 6 月 30 日以降、一時的に減少しましたが、9 月から県央地区において災害が増加に転じ、12 月末日現在の速報値で 820 件（うち、死亡災害 3 件発生。）の災害が発生し、昨年同時期よりも 49 件（+6.4%）の増加となっております。

これらの死傷災害の多くは、製造業・港湾・建設現場・大型物流センター（運輸業・倉庫業）をはじめとした荷主先の敷地内及び自社構内での荷物の積み込み・積み卸し作業中に発生しています。

2 協議会の目的

上記の労働災害の現状からすれば、陸上貨物運送事業における死傷災害を防止するためには、運送事業者だけではなく荷主等の協力が必要となります。

陸上貨物運送事業者（以下「陸運事業者」という。）及び荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）と神奈川労働局が一体となり、安全な荷役作業環境を形成するため、荷役作業現場で生じている問題点を共有し、協働し連携した活動を通じながら、運送業務及び荷役作業等の付帯作業に係る書面化の推進を行い、以って、安全な荷役作業を行うための作業環境の整備と定着を推進させていくことを目的とします。

3 要請日時・場所

(1) 日時 平成 30 年 2 月 6 日（火） 13 時 30 分

(2) 場所 神奈川労働局 大会議室（横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 8 階）

4 資料

（参考資料1）荷役作業で生じている問題点等

（参考資料2）災害統計・災害事例

（参考資料3）荷役ガイドラインの概要

5 その他参考事項

陸運関係団体と荷主等の関係団体及び労働局が連携して荷役災害防止に関する協議会組織を労働局に設けるのは神奈川県内としては初めてであり、全国的にも例がない。

会議は非公開としますが、報道関係者による冒頭カメラ撮りのみ取材可能とします。

取材を御希望される場合は、別紙 FAX により神奈川労働局労働基準部安全課担当あて **2月2日（金）16時30分までに**御連絡をお願いします。（連絡先：安全課 安全専門官 赤前幸隆）

【協議会参加予定の関係団体】

【陸運関係団体】

一般社団法人 神奈川県トラック協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部

【荷主等の関係団体】

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

港湾労働災害防止協会 神奈川総支部

神 奈 川 倉 庫 協 会

神 奈 川 県 冷 蔵 倉 庫 協 会

(別 紙)

神奈川県労働局 労働基準部 安全課 御中

平成30年2月6日(火)に行われる神奈川県荷役災害防止連携推進協議会の取材を申し込みます。

| | |
|-------|--|
| 報道機関名 | |
| 電話番号 | |
| 取材者氏名 | |
| 取材者氏名 | |
| 取材者氏名 | |
| 取材者氏名 | |

平成30年 月 日

神奈川県労働局労働基準部安全課

安全専門官 赤前 幸隆 あて

(FAX 045 (211) 0048)

陸上貨物運送事業における労働災害の現状（局連携推進協議会用資料）

【参考資料 1】

（1）荷主と陸運業者との間で生じている主な問題点

- ・運送契約を結んでいない事業場が多い。
- ・運送契約を結んでいても、内容が荷主側に一方的に有利なものとなっているほか、付帯業務について何ら明記されておらず、**荷主側の優越な立場で取り決めが行われている状況**にある。
- ・運送契約の相手は、ほぼ「発荷主側」で行われているため、「着荷主側」は契約内容を知らされておらず、**「着荷主側」で荷待ち時間（長時間労働）が常態化しやすい**こと。
- ・トラック運転手による荷物の積卸し等の付帯業務が明確になっていないにもかかわらず、工場の荷捌き場や建設現場、スーパー小売業のバックヤードでは、**雇用関係を結んでいない荷主の担当者から一方的に作業指示**が行われていること。
- ・荷役作業における安全対策が不十分であり、トラック運転手の約7割が**荷主先等において労働災害が発生**していること。

（2）荷主等の荷役作業現場で生じている問題点とは？（研修会資料から）

- ① トラック荷台への昇り降りの際に、昇降設備がないため、荷台から飛び降り負傷している。
- ② 昔から荷主先等では、トラック業者が荷役作業を行うことが当たり前の状況にあり、なかなか**荷主等に荷役作業の役割分担を求めても、理解してもらえない荷主等が非常に少ない。**
- ③ 発荷主の依頼により、荷物を着荷主に運んでいるが、**着荷主側で荷台からの荷卸し作業を強制的に実施させられている状況。**フォークリフトの資格を持っていないものまで、**フォークリフト作業を指示されている。**
- ④ 物流センターや倉庫では、派遣や請負で働いているものが多く、**施設の安全管理も不十分な状況**にあり、フォークリフトでトラック運転手がぶつけられてしまった。
- ⑤ **改善を求めようとしても、だれに言っているのか、窓口がはっきりしない。**
- ⑥ いろいろな荷主先に行くが、**かご車について、安全教育が必要だったことすら知らず、すべての荷主先からかご車に載った商品の運搬作業**をやらされていて、荷主先の労働者と一緒に作業をしていた時に相手が段差に引っかかって、かご車とともに**転倒**してきたため**危なく下敷き**になるところだった。

- ⑦ **荷主先での設備が老朽化**していて、**荷捌き場所の床板が折れ**、従業員がケガをしたため、**荷主に訴えたが改善**されない。
- ⑧ 荷主先等のトラックヤードへの昇り降りが梯子のため、手や足が滑ってしまう危険がある。
- ⑨ 建築現場に資材を納入した時、一般的にトラック運転者は建設現場での安全教育を受けていないにもかかわらず、工事中の建屋内に手作業で荷物を運搬するよう指示されている。(特に、大手ハウスメーカーや地元工務店にもかかわらず、木造建築現場では、このような事が常態化されている。)
- ⑩ 建設現場では荷台の昇降時に使用する昇降設備等を用意しているところが少ない。
- ⑪ 建設現場に資材を運搬した後、ただちに現場を出てシート掛け作業は公道でやるよう指示されている。この間、公道でシート掛け作業を行っていたところドライバーが墜落し、歩道を歩いていた人に発見された。
- ⑫ 生コンを建設現場に運搬しているが、ポンプ車に網が張ってなく、作業員が攪拌機部分に落ち危なく羽根に巻き込まれそうになったが、発荷主であるコンクリート会社から、文句を言わずに帰るよう指示されているため、ケガをしても何も言わず帰ってきた。

【参考資料2】

(1) 神奈川県労働局管内の陸上貨物運送事業における労働災害発生状況（速報版）

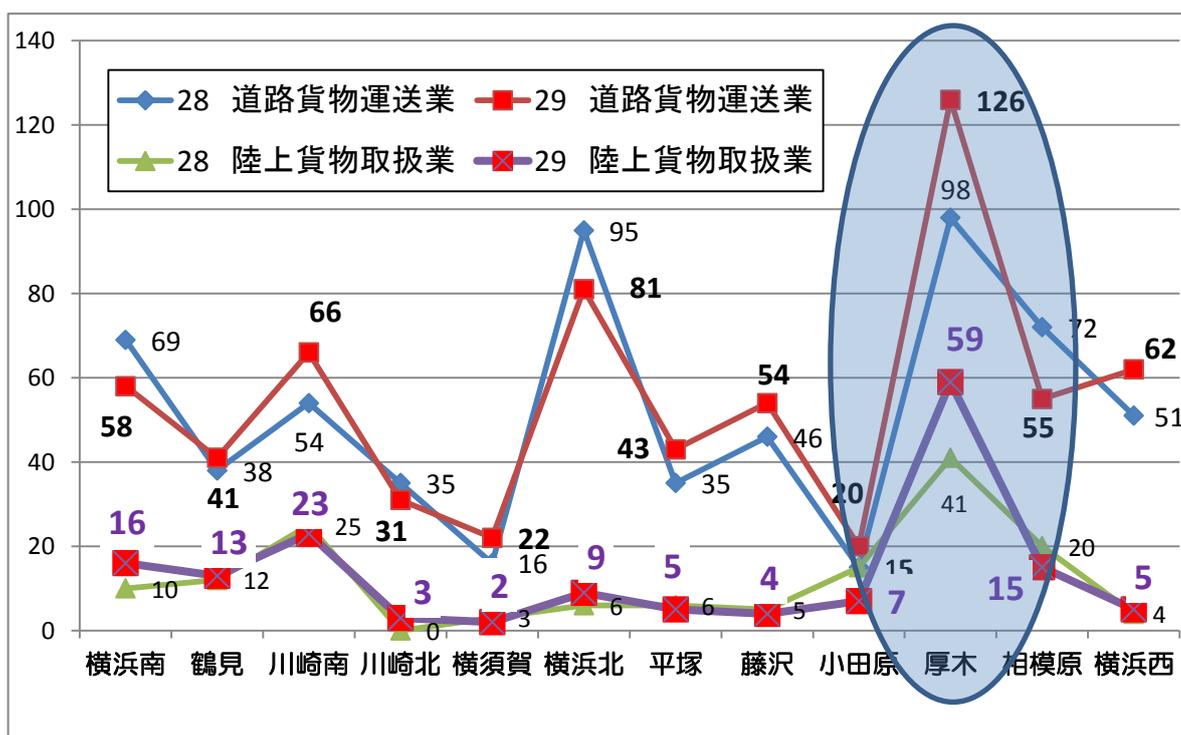
陸上貨物運送事業 各年12月末日（速報）労働災害発生状況

| | 平成24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 道路貨物運送業 | 623 | 621 | 671 | 631 | 624 | 659 |
| 陸上貨物取扱業 | 121 | 125 | 104 | 153 | 147 | 161 |
| 合計 | 744 | 746 | 775 | 784 | 771 | 820 |

平成24年以降、陸上貨物運送事業における労働災害は、ほぼ毎年右肩上がりが増加しており、特に、第12次労働災害防止推進計画の最終年に当たる平成29年は、過去5年間で最も多く発生したものとなっている。（12月末日現在速報値から）

神奈川県内に圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が開通した平成27年以降から、陸上貨物取扱業における労働災害が増加している状況にある。

(2) 地域別災害発生状況（平成29年12月末日現在 各労働基準監督署別統計資料）



(3) 平成28年 陸上貨物運送事業（都道府県別確定版）労働災害発生状況

| 道路貨物運送業 (死亡91人 休業4日以上12,656人) | | | 陸上貨物取扱業 (死亡6人 休業4日以上1,224人) | | |
|----------------------------------|-----|---------------|--------------------------------|-----|-------------|
| 1 | 大阪 | 1,018人 (-63人) | 1 | 千葉 | 167人 (+30人) |
| 2 | 埼玉 | 931人 (-18人) | 2 | 神奈川 | 165人 (-2人) |
| 3 | 東京 | 901人 (+65人) | 3 | 大阪 | 136人 (+7人) |
| 4 | 愛知 | 754人 (-36人) | 4 | 埼玉 | 116人 (-5人) |
| 5 | 北海道 | 732人 (+26人) | 5 | 東京 | 94人 (+14人) |
| 6 | 神奈川 | 694人 (-15人) | | | |

注意: ランキングの()内は、対前年増減数

資料: 平成28年発生労働者死傷病報告受理状況

【参考資料3】

陸上貨物運送事業における 荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号)

- 陸運業の労働災害は、過去20年間、減少傾向が見られない。
- 荷役労働災害は毎年1万件近く発生している。(全体の約1割)
- 荷役労働災害の3分の2は荷主先で発生している。
- そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災している。
- 陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難。

そこで厚生労働省が、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、このガイドラインを策定

**陸運事業者と荷主等（荷主、配送先、元請事業者）が連携して
荷役災害の防止に取り組みましょう。**